

原子力災害対応マニュアル（案）
（概要版）

平成24年3月28日

栃木県

目次

第1編 総則.....	1
第1章 本県において想定される事故・災害	1
第2章 原子力災害対策を実施する地域の範囲等.....	3
第2編 事前・予防対策.....	4
第1章 初動体制の整備.....	4
第2章 屋内退避等.	4
第3章 住民等に対する知識の普及・啓発.....	5
第4章 モニタリング体制の整備.....	5
第5章 住民等の健康対策.....	6
第6章 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備.....	6
第7章 児童生徒等の保健・安全対策.....	7
第8章 緊急輸送体制の整備.....	7
第3編 応急対策.....	8
第1章 警戒活動（特定事象発生時）.....	8
第2章 初期活動（原子力緊急事態宣言発出時）.....	8
第3章 応急活動（原子力緊急事態解除宣言まで）.....	10
第4編 復旧対策.....	12
第1章 住民等の健康対策.....	12
第2章 風評被害対策.....	13
第3章 放射性物質による汚染の除去.....	13
第4章 損害賠償活動.....	14

第1編 総則

第1章 本県において想定される事故・災害

1 近隣県に所在する原子力事業所における放射性物質又は放射線の異常な水準での事業所外への放出に係るもの

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

①防災指針において想定する放出形態

※原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）抜粋

②福島第一原子力発電所事故における放出形態等

※（独）国立環境研究所「東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の大気中での挙動に関するシミュレーションの結果について」（抜粋）

(2) 対象となる原子力事業所

- ・本県には原子力事業所は存在しないが、隣接する福島県で2箇所、茨城県に1箇所、また、新潟県には1箇所の原子力発電所が所在している。
- ・本県の原子力災害対策は、近隣県の原子力発電所を対象として想定する。

【近隣県における原子力発電所の概要】

原子力発電所名	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所
所在地	福島県大熊町等	福島県富岡町	茨城県東海村	新潟県柏崎市
運転開始年	1971(昭和46)年	1985(昭和60)年	1978(昭和53)年	1985(昭和60)年
原子炉の数	6基	4基	1基	7基
県境までの距離	約82km	約77km	約32km	約93km
稼働状況(H24.1.1)	廃炉予定・停止中	停止中	停止中	停止中

(3) 予測される影響、検討すべき事項等

①本県の状況等

- ・福島第一原子力発電所の事故において、防災指針が規定する外部全身被ばく線量で10ミリシーベルト以上の放射線が到達することはなかった。
- ・本県の一部の地域で、平常時と比較して高い空間放射線量や、放射性物質の蓄積が確認され、農畜産物の出荷制限や、観光業等への風評被害が生じた。

②放射性物質への対処に係る基本的な考え方

ア 広域に影響を与える放射性物質の種類

- ・周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質として、ヨウ素のほかセシウムがあり、中長期的にはセシウムについて対策が必要である。また、プルトニウム、ストロンチウムなどについても留意する。

イ 内部被ばく及び外部被ばくへの対処方針

○内部被ばく

- ・ 暫定規制値を超える放射性物質を含んだ水や食料等を、県民が体内に取り込まないようにする。
- ・ 国が示す基準に留意するほか、①放射性物質を混入させないための体制づくり、②検査体制の充実、③放射性物質が検出された場合の速やかな出荷停止、等の措置が必要である。

○外部被ばく

- ・ 空間放射線量のモニタリングを行う等の監視体制を強化するとともに、必要に応じて除染等を実施する。

③放射性物質の直接の影響がないと想定される場合の対応

- ・ 直接的な影響がなかった場合であっても、県民への適切な情報提供がなされなかった場合、県民の不安が高まるとともに、地域に混乱が生じるおそれがあるため、住民への適切な情報提供を行う必要がある。

2 放射性物質輸送中の放射性物質又は放射線の輸送容器外への放出に係るもの

(1) 想定する輸送物

- ・ 核燃料輸送物は、収納される放射エネルギー等により、L型輸送物、IP型輸送物、A型輸送物、B型輸送物等に区分されている。
- ・ 輸送容器内の放射エネルギー等が多いB型輸送物、及びB型に次いで一定の放射エネルギーを収納するA型輸送物について事故を想定する。

(2) 想定事象及び一般公衆への影響

- ・ 放射性物質の輸送中において想定される事故としては、天然六フッ化ウランや発電所からの使用済核燃料等の輸送中における衝突事故、火災事故、落下事故等により、遮へい性能及び密封性能の劣化が考えられる。

(3) 想定事象に対する評価結果

- ・ 衝突事故やテロ活動等により法令基準を超える事象が発生した場合、一般公衆の被ばく線量が10ミリシーベルトになるまでに、事業者による汚染・漏えい拡大防止対策を迅速に行うことにより、原子力緊急事態を防ぐことが必要である。
- ・ 防災関係機関から事故等の情報を受けた場合、県及び市町は、連携して救護所の設置等必要な措置を講じる。

3 県内に所在する放射性物質を取り扱う事業所における事故によるもの

- ・ 県内の放射性物質取扱事業所においては、人為的ミスや地震等の自然災害による放射性物質の漏えいのほか、医療用線源、工場での線源などの資源を目標としたテロが想定される。
- ・ 放射性物質の特殊性に鑑み、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措

置を定めるとともに、放射性物質取扱事業者、防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止する。

第2章 原子力災害対策を実施する地域の範囲等

1 防災指針に基づく地域の範囲、防災対策の内容

(1) 防災対策を重点的に充実すべき事項

- ・ 周辺住民、関係機関等への迅速な情報連絡（事故情報、気象情報、道路情報等）
- ・ 緊急時モニタリング体制及び実施手順
- ・ 避難、屋内退避、立ち入り制限
- ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用の指示
- ・ 飲食物の摂取制限、水、飲食物の供給確保

(2) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

① 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

② 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Planning Zone）

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

（P P A : Plume Protection Planning Area）

- ・ 福島第一原子力発電所事故において、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、範囲が原子力施設から概ね50 kmに及んだ可能性がある。
- ・ 今後、これを参考として、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討する。

2 本県における基本的な考え方

- ・ 茨城県東海第二発電所から本県東部の県境までの距離が約32 kmであり、P P Aを原子力施設から50 kmの範囲とした場合、本県の一部の地域が該当する。
- ・ 想定する事故の内容、規模等については、少なくとも福島第一原子力発電所の事故と同程度のものを基本とするが、原子力安全委員会の新たな考え方を踏まえ、本県の一部の地域がP P Aの範囲内に該当することを想定する。

第2編 事前・予防対策

第1章 初動体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

- ・近隣県における原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態の通報や平常時における連絡体制等、情報提供に関する取り決めを行うなど、情報収集体制・共有体制の整備・充実に努める。
- ・緊急時において、予測線量を迅速に得ることが必要となるため、W S P E E D Iに係る情報を活用することが可能となるよう国と協議を行っていく。
- ・迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、連絡責任者、連絡先や優先順位等について明確にするなど、体制を整備する。

2 情報の分析整理

- ・県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。また、防災関係機関が円滑に利用できるよう、情報のデータベース化等に努める。
- ・県は、平常時から、収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

3 通信手段の確保

- ・県は、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る諸設備の整備に努める。

第2章 屋内退避等

1 避難指示

- ・本県の一部の地域においては、P P Aに含まれることが予想されるため、今後、屋内退避等の必要性、伝達方法等を検討していく必要がある。
- ・屋内退避の判断にあたっては、情報収集により事故の状況を把握するとともに、電気、上下水道などのライフラインの状況等も考慮することが必要となる。

2 警戒区域設定の判断基準

- ・福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20 k m圏内に設定された。
- ・原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長から指示があった場合、関係市町は警戒区域を設定する。

第3章 住民等に対する知識の普及・啓発

1 県民等

- ・県は、ホームページへの掲載、報道機関による啓発、印刷物の配布、講演会の開催等の方法により、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ◇放射性物質及び放射線の特性
 - ◇原子力発電所の概要
 - ◇原子力災害とその特性
 - ◇放射線による健康への影響及び放射線防護
 - ◇緊急時に県や国等が講じる対策の内容

2 防災業務関係者

- ・県は、市町職員を含む原子力防災業務に携わる職員に対し、国等が行う原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、次に掲げる事項について、必要に応じて研修を実施する。
 - ◇原子力防災体制及び組織
 - ◇モニタリング機器の種類、実施方法等
 - ◇緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項

3 防災訓練の実施

- ・県は、防災機関相互の連携の確認、防災業務関係者の技術の習熟、住民の理解の向上を目的として、関係機関と連携し、原子力防災に関する訓練を実施する。

第4章 モニタリング体制の整備

1 モニタリング実施計画の策定

- ・県は、福島第一原子力発電所事故において実施した対応状況を踏まえ、モニタリング実施計画を策定する。また、モニタリング実施計画を踏まえ、モニタリングの対象ごとに、実施要領等を策定する。

2 モニタリング体制の整備

- ・平常時又は事故発生時における周辺環境への放射性物質の放出による影響を把握するため、モニタリングポスト、放射線量計等の設備・機器等を整備するとともに、日頃からその操作の習熟に努める。
- ・住民や関係機関への放射線量の迅速かつ適切な公表を行うため、モニタリングポストをテレメータ化する。
- ・地震等の複合災害が発生し、モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

- ・県は、モニタリングの結果等を分析し、原子力災害対策に係る施策の意思決定を行うための体制を整備する。

第5章 住民等の健康対策

1 汚染検査及び除染体制

- ・原子力災害が発生した場合、住民に対し、自宅におけるシャワーによる除染等を周知するとともに、他県からの避難者等に対し、スクリーニング等の汚染検査を実施し、必要に応じて除染等を実施する。
- ・平常時においては、表面汚染用サーベイメータ、等の除染設備、防護服、線量計等の資機材の整備に努める。

2 緊急時医療体制の整備

- ・放射性物質の輸送中の事故などの原子力災害が発生し、住民に被ばくのおそれが生じた場合には、救護所等における初期被ばく医療を中心に実施していくことになる。
- ・医療機関に対して、医療従事者等が放射線の基礎知識や除染等の放射線防護に係る技術等の取得に努めるよう要請する。
- ・放射性物質輸送中の事故や、原子力災害の進展、長期化や広域化に伴う緊急被ばく医療対象者の治療行為を迅速かつ確実に実施できるよう、対応可能な医療機関の指定や傷病者の搬送体制等について検討する。

3 安定ヨウ素剤の確保

- ・PPAにおける防護措置は、屋内退避や飲食物摂取制限が重要であるが、それに加えて、原子力緊急事態の際に、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合等に備え、配布手順等について、あらかじめ検討しておく。
- ・国からの安定ヨウ素剤の提供体制の確認等、緊急時における安定ヨウ素剤の確保について、通常時から国の関係部局や県関係団体との十分な連携や連絡体制を構築しておく。
- ・住民等に対し迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、要員の確保、配布のための経路の確認等、体制を整備する。

第6章 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

1 検査体制の整備

- ・放射性物質に係る検査機器の整備
- ・モニタリングの検査方法や検査体制
- ・食品の流通に関する実態の把握

2 連絡通報、情報提供体制の整備

- ・モニタリング検査の結果、県内で生産された食品等が基準値を超えた場合、出荷制限や自主回収が迅速かつ適切に実施・徹底できるよう、市町や関係団体等との緊急連絡体制を整備する。

第7章 児童生徒等の保健・安全対策

1 学校における防災体制の整備

- ・児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。
- ・児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、地域の実情等を踏まえ、学校ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害に備えて、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、関係者に周知することに努める。

第8章 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送の意義、必要性

- ・緊急時における輸送手段等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速に対応できる体制を整備する。
- ・特に緊急車両などの燃料について、十分な量が確保され、各種対策に支障が生じることのないよう体制を整備する。

2 道路交通管理体制の整備

- ・県が管理する道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。また、国及び市町の道路管理者と協力し、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。
- ・県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との間の交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

第3編 応急対策

第1章 警戒活動(特定事象発生時)

○特定事象

※特定事象の判断基準について、現在、国において修正を検討中。

- ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
- ・輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合
- ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等

1 情報の収集・連絡活動(県民生活部)

- ・県は、近隣県で特定事象が発生した場合、国、近隣県、原子力事業者等に情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、県内への影響等を把握する。(国、事業者等からの情報収集)
- ・県は、国や近隣県等から入手した情報を、関係市町等に対して速やかに提供するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。(市町、関係機関等への連絡)
- ・県は、近隣県における特定事象発生情報を把握した場合、速やかに人員の確保、情報の収集・連絡等を実施する。
- ・必要に応じ電気通信事業者に対して、国、県、市町、近隣県、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。

2 災害警戒本部の設置(県民生活部)

- ・近隣県等より特定事象発生連絡を受けた場合、又は特定事象発生のおそれがあると危機管理監が認めた場合は、災害警戒本部を設置し、警戒活動の実施等に関して、指示の徹底や各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

3 環境モニタリングの強化(環境森林部)

- ・県は、測定項目、測定地点、測定方法等について規定したモニタリング計画に基づき、平常時のモニタリングを強化し、環境における放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

第2章 初期活動(原子力緊急事態宣言発出時)

○原子力緊急事態

※原子力緊急事態の判断基準について、現在、国において修正を検討中。

- ・原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合

- ・ 臨界事故の発生
- ・ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること等

1 災害対策本部の設置（県民生活部）

- ・ 県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、その他知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。
- ・ 県は、速やかに情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備するとともに、必要に応じて、関係市町とともに、原子力災害合同対策協議会へ職員を派遣する。（職員の派遣）
- ・ 原子力緊急事態に伴い、県だけでは対応することが困難である場合は、国に対し専門家の派遣、又は原子力事業者へ職員の派遣を要請する。（国等からの専門家派遣）

2 環境モニタリングの実施（環境森林部）

- ・ 測定する放射性物質又は放射線は、原子力施設の特長や事故の形態に応じて、被ばく評価上重要性の高い放射性物質等を優先的に測定する。
- ・ 実施にあたっては機動性を高めるため、必要に応じて、国や関係機関と連携して、車両や航空機を有効に利用する。

3 住民等への情報伝達活動（県民生活部）

- ・ 情報提供及び広報にあたっては、災害時要援護者、一時滞在者、外国人等にも情報が伝わるよう配慮するとともに、国や近隣県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図る。
- ・ 県は、県ホームページのほか、テレビ・ラジオ等放送事業者の協力を得るなど、様々な手段を活用して原子力災害に関する情報を広く、迅速に提供し、原子力災害に伴う社会的混乱等を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

4 避難誘導等（県民生活部）

- ・ 原子力緊急事態が発生し、内閣総理大臣から近隣県に避難等の指示があった場合、本県の一部の地域がP P Aに該当することが予想されるため、県及び関係市町は、屋内退避等について広報活動、防災行政無線等により情報を提供する。
- ・ 避難誘導にあたっては、住民に対して、自宅等屋内に退避するなど、必要な指示を行う。また、立ち退きの勧告等を行った場合は、住民等の避難状況等を確実に把握する。
- ・ 災害時要援護者に対しては、避難等が円滑に実施できるよう十分に配慮する。

5 飲料水の安全対策の実施（保健福祉部）

- ・ 県は、国が定める飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。
- ・ 水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに、水道水、飲料水等の安全確保

について指導等を行う。

- ・水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、市町に対しても要請する。

6 農林水産物・加工食品等の安全性の確保（環境森林部、農政部、産業労働観光部）

- ・県は、農林水産物等の安全性を把握するとともに、出荷制限の要否を判断するため、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施し、当該結果の公表及び関係者への情報提供を行う。
- ・県は、検査の結果、基準値を超過した食品等が発見された場合は、速やかに関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し周知する。
- ・出荷制限後のモニタリング検査結果が、国の示すルールに適合する場合、県は国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

7 安定ヨウ素剤の配布等（県民生活部、保健福祉部）

※配布、服用方法等について、原子力安全委員会において検討中。検討結果に応じて、対策を充実させることとする。

- ・県は、国の原子力災害対策本部等により安定ヨウ素剤の予防服用の指示があった場合、あらかじめ検討した方策等に従い、県民が確実に受領できるようにする。
- ・県は、市町等関係機関の協力を得て、医師等の指示の下、住民等に対し速やかに服用させる。
- ・服用回数については1回を原則とし、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

8 住民等の健康対策（県民生活部、保健福祉部）

- ・原子力災害が発生した場合、住民に対して、自宅におけるシャワーによる除染等を周知する。
- ・避難所、救護所等が開設された場合には、住民等を対象として体表面の汚染の把握、スクリーニング、被ばく線量の測定等を行い、体表面の汚染がある場合には除染等の措置を行うとともに、必要に応じて、医療機関等においてより精密な測定を行う。
- ・住民等に対し放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、健康相談を行う。
- ・事故の状況や放射線による健康影響等について、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

第3章 災害応急活動（原子力緊急事態解除宣言まで）

1 避難活動（県民生活部）

(1) 避難所等の開設、運営

- ・県及び市町は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。必要

- があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても開設する。
- 避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、生活環境について常に良好なものとするよう努める。

(2) 県外からの避難者の受入

- 緊急的な一時受入れについて、必要に応じて、県の保有する施設を避難所として提供する。市町に対しても、保有する施設を設置するよう要請する。
- 短期的な受入れについて、まず、県又は市町の施設で対応し、その後必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とする。

2 緊急時医療活動の実施（保健福祉部）

- 国等に対し、緊急被ばく医療チームの派遣を要請するとともに、緊急被ばく医療チームに対し、医療機関の指導及び医療活動への協力を要請する。
- 避難所等において汚染部位のある患者の処置を行う場合には、医療関係者は防護衣、マスク等を着用し、個人線量計を装着する。

3 児童生徒等の保健・安全対策（経営管理部、保健福祉部、教育委員会）

- 学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
- 県は、国や市町と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。
- 児童生徒等や保護者から、放射線や健康に対する影響に関する相談があった場合、適切に対応する。

4 緊急輸送活動（県民生活部、県土整備部、警察本部）

(1) 緊急輸送活動の実施

- 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。必要があるときは、人命救助、避難者や資機材の輸送等について調整する。
- 人員、車両等に不足が生じたときは、トラック協会等関係団体や警察等の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて近隣県に支援を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通路の確保等

- 県は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行う。
- 関係機関や現場の要員からの情報等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家等の現地への移動に関して適切に対応する。

第4編 復旧対策

第1章 住民等の健康対策

1 住民への対応

(1) 健康相談

- ・ 県は、市町と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

(2) 健康影響調査のための検討

- ・ 救護所等で応急対策として行う医療救護活動とは別に、復旧対策として、必要に応じて、地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。
- ・ 実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性について検討する。
- ・ 検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供の方法等についても検討する。

(3) 健康影響調査の実施

- ・ 検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力し、実施に移していく。

(4) メンタルヘルス対策

- ・ 国、市町、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問い合わせに対応できる体制を整備する。
- ・ 防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるので、その対応に十分留意する。

2 学校等における対策

- ・ 児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。災害で受けた心の影響は数ヶ月後に現れることがあるので、長期的に観察する。
- ・ 学校等は校庭等について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための措置を行う。県は、設置者等に対して必要な支援を行う。
- ・ 必要に応じて、学校給食について放射性物質の測定を実施するなど、目に見える形で情報提供に努める。

第2章 風評被害対策

1 風評被害の内容

2 農林水産物、工業製品等に係る対策

- ・農林水産物等については、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。工業製品や加工食品等については、速やかな放射線量の測定により、県内企業の輸出等に係る安全確認を積極的に支援していく。
- ・報道発表や県ホームページへの掲載等様々な広報媒体により、安全性に関する情報を積極的に発信していくほか、必要に応じて商品に係る測定結果に係る報告書を提供する。

3 観光業に係る対策

- ・大気、土壌、水、食等の放射性物質に関するデータの収集により安全性を迅速・確実に把握した後、安全宣言を行うとともに、様々な広報媒体を使って、安全性に関する情報を国内外に対して積極的に発信していく。
- ・事故発生時において本県を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全性に関する説明を行い、当該観光客等から本県が安全であることを発信してもらう。

4 被害者の救済

- ・対象物等について安全が確認できた後、安全に関する正確な情報を発信するほか、誘客促進に係るイベントの実施による風評被害解消に向けた取組みを行う。また、生産者等に対し、風評被害等に対する賠償等に係る手続きを周知する。

第3章 放射性物質による汚染の除去

1 除染の必要性等

2 除染の対象及び内容

- ・除染の対象
学校・保育所、公園、公共施設、道路、農地等
- ・除染の作業方法、内容等
建屋の洗浄、表土・草木除去、アスファルト等の除染、路面洗浄、落葉の除去等
- ・作業に当たっては、服装、除去土壌や排水の取扱いに留意するなど、作業従事者の安全確保を第一とする。

3 除去土壌、廃棄物の収集・運搬、保管等

- ・収集・運搬する際は、土壌袋や蓋付きの容器等に入れ、放射線量を測定しながら、

必要に応じて遮へい措置をとる。

- ・ 除去土壌を保管する際は、飛散防止措置や記録等を確実に行う。また、廃棄物については、廃棄物の種類や放射線量により、関係法令に従って適切に処理を行う。

第4章 損害賠償活動

1 原子力損害賠償制度の概要

2 原子力損害賠償紛争審査会

3 事業者等への支援

(1) 損害状況等の情報収集

- ・ 賠償金の支払いについては、賠償内容や手続きについて国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- ・ 県は、被害が発生するおそれがある場合には、関係する分野ごとに情報を収集し、その提供に努める。

(2) 事業者等への支援内容

- ・ 県内の事業者等に損害が発生した場合には、正当な賠償を受けるために、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
 - ◇ 県のホームページやテレビ、ラジオ等の県政広報番組を通じた原子力損害賠償請求に係る制度や手続き等の内容の周知
 - ◇ 損害の項目、内容及び範囲等について、業種や業界団体別の説明会の開催
- ・ 被害を受けた事業者が損害賠償請求を速やかにできるよう、制度等の周知に努める。

4 自治体による請求

削除